

### 保育所保育指針

#### 目次

##### 第1章 総則

- 1 趣旨
- 2 保育所の役割
- 3 保育の原理
- 4 保育所の社会的責任

##### 第2章 子どもの発達

- 1 乳幼児期の発達の特性
- 2 発達過程

##### 第3章 保育の内容

- 1 保育のねらい及び内容
- 2 保育の実施上の配慮事項

##### 第4章 保育の計画及び評価

- 1 保育の計画
- 2 保育の内容の自己評価

##### 第5章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 3 食育の推進
- 4 健康及び安全の実施体制等

##### 第6章 保護者に対する支援

- 1 保育所における保護者に対する支援の基本
- 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
- 3 地域における子育て支援

##### 第7章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等

### 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

#### 目次

##### 第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
- 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

##### 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- 第1 ねらい及び内容
  - 健康
  - 人間関係
  - 環境
  - 言葉
  - 表現
- 第2 保育の実施上の配慮事項

##### 第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

- 第1 一般的な配慮事項
- 第2 特に配慮すべき事項

### 幼稚園教育要領

#### 目次

##### 第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程に係わる教育時間の終了後等に行う教育活動など

##### 第2章 ねらい及び内容

- 健康
- 人間関係
- 環境
- 言葉
- 表現

##### 第3章 指導計画及び教育課程に係わる教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 第1 指導計画作成に当たっての留意事項
- 第2 教育課程に係わる教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

## 前回までの構成に関する主な意見 (未定稿)

- 議論の中では、指針に盛り込みたい事項が数多く出てくるが、現行の指針を検討した際の大綱化の議論は尊重すべき。  
指針として残す、根幹のものを絞り込む作業が必要。
- 保育の内容とともに、運営の在り方なども含まれている保育指針を大綱化することには困難もあるが、本当に大事なことを大綱化し、明確に書くとともに、解説書の方できめ細かい配慮事項を示していくことが必要。
- 幼稚園教育要領や認定こども園教育・保育要領との整合性を含めて、今回の改定で整理をすることで、現場の保育士などにもより分かりやすい形になるとよい。
- 0から2歳児の利用が増えてきていることも踏まえ、この時期の保育の内容について強化が必要。
- 0から2歳児と、3歳以上児とでは、食事や午睡の問題などで異なる面が多いので、切り分けて、具体的に示した方がよい。
- 乳児・3歳未満児の保育の内容を充実させるためには、独立した章を設けることや、乳児・3歳未満の保育の意義についてより明確に示すことなども考えられる。
- 小規模保育など、3歳の時点でかわりが切れるような仕組みが出てくる中で、3歳未満と3歳以上の保育の関係性、連続性をどのように図っていくかなどについても検討が必要。
- 学校教育でないから、保育所は教育をしていないという一方的な意見もあり、保育所としての教育の明確化が課題。
- 3から5歳の部分で幼稚園教育要領と中身を共通化し、書き方や構成をある程度そろえていくことで、誤解を減らすことができるのではないか。
- 第3章の保育の内容の中で、養護に関する記載が5領域と並べられると、養護が第6の領域であるような印象につながるおそれがある。  
養護が基盤であることを強調するには第1章総則の方に位置づけるほうがよい。
- 幼稚園も含め、すべての教育活動には養護の視点があり、全てを包み込むような、底辺にあるようなものとして養護がある。  
5領域と並べるようなものではなく、総則の中に入れていくことが適当ではないか。
- 保育指針で重視してきた保育所の社会的責任や子育て支援等については、引き続き重要。特に子育て支援については、積極的に発信することが必要。